

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の人員基準について

厚生労働省令で定める人員基準上、サービス管理責任者等を複数人配置しなければならない場合

【参考①】で積算後、【参考②】によりあてはまる配置人数をわりだす。

【参考①】

利用者数の積算方法

前年度1年間（4月～3月）の全利用者の延べ数÷開所日数

※新規事業所の場合（前年度において1年未満の実績しかない場合）

- ①事業開始6月未満：定員×0.9
- ②6月以降1年未満：直近の6月における全利用者の延べ数÷開所日数
- ③1年以上経過：直近1年間における全利用者の延べ数÷開所日数

【参考②】

事業名	人員基準
療養介護、生活介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援、就労継続支援A型・B型	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
共同生活援助	利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
障がい児通所支援、障がい児入所支援	1人以上
多機能型（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

【その他、複数配置が必要な場合】

○児童発達支援、放課後等デイサービス

重症心身障がい児とそれ以外の児童を対象とした事業の両方行う場合、指定は1つだが報酬単価が異なるため、それぞれの規模に応じて報酬を算定するために人員（管理者を除く）や指導訓練室を分けて実施することがある。この場合、児童発達支援管理責任者をそれぞれ配置することが必要である。